

岩手県立大学と紫波町との包括的連携に関する協定書

岩手県立大学と紫波町は、相互の包括的連携により地域の発展と教育研究活動の推進等に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、岩手県立大学と紫波町が相互の包括的連携のもと、まちづくり、IT活用、健康福祉、資源循環等の分野で協力し、人的・知的資源の活用を図りながら地域の諸課題に対応し、地域の発展と教育研究活動の推進等に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 両者は、次の事項について協力する。

- (1) 地域のまちづくり、人づくりに関すること。
- (2) 地域へのITの活用に関すること。
- (3) 地域住民の健康福祉の向上に関すること。
- (4) 地域発循環型社会の実現に関すること。
- (5) その他両者が協議して必要と認める事項

(期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、岩手県立大学又は紫波町から申し出がない場合は、3年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第4条 この協定書に定めのない事項については、両者が協議し決定する。

本協定は2通作成され、いずれも正文である。

平成18年7月1日

平成18年7月1日

公立大学法人岩手県立大学長

紫波町長

右記
藤原孝